

「私たちからはじめよう！ごみをゴミにしないまち・伊勢」
～市民・地域組織、事業者、行政が共にごみゼロを目指して～

伊勢市ごみ処理基本計画改定版 概要版

第1章 計画の基本的事項

計画策定の背景と目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という）の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上、一般廃棄物の適正な処理を実現するため、廃棄物処理法第6条第1項の規定により計画を定め、ごみに対する本市の姿勢を定めることを目的としています。

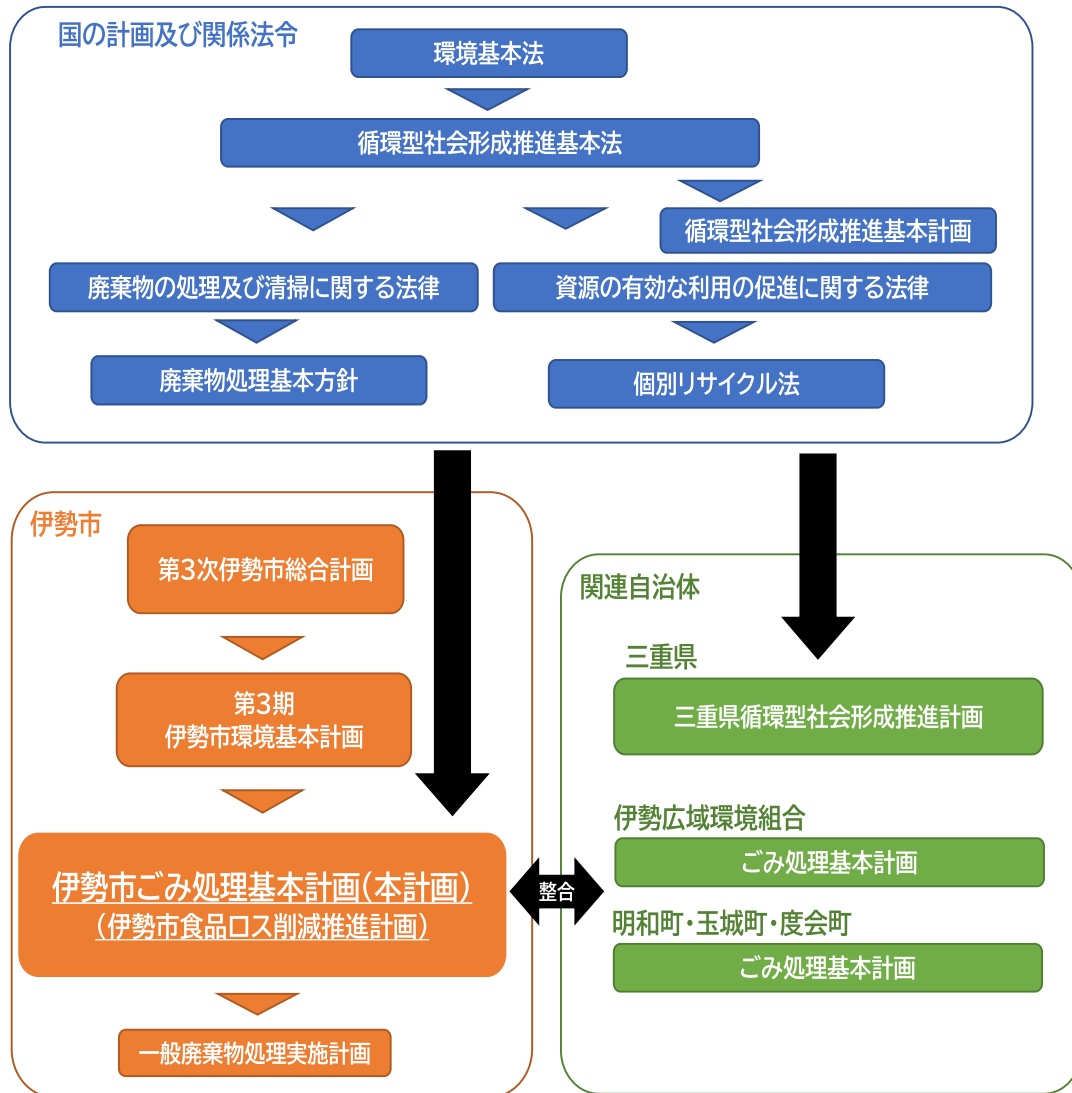
2018（平成30）年3月に策定した伊勢市ごみ処理基本計画（以下、「現行基本計画」という）の中間目標年度（令和4年度）を迎え、SDGsの視点や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」など国及び地方自治体のごみ処理行政の変動等を受け、伊勢市における今後のごみの減量及びごみ処理体制の方向性と施策を改めて検討し、現在の実情に合わせた計画に見直すこととしました。



計画の位置付け役割

本計画は、ごみに関係する各種法令との関連を踏まえながら、上位計画である「伊勢市総合計画」や「伊勢市環境基本計画」で掲げたごみ処理に関する目標の実現に向け、ごみ処理における今後の施策の方向性及び目標とする社会の姿を定めています。なお、本計画の見直しに伴い、食品ロス削減の推進に関する法律第 13 条で規定する「市町村食品ロス削減推進計画」を内包するものとします。

また市民・地域組織、事業者、行政など各主体の役割を示し、施策への取組みの推進を図っています。



計画の目標年度

本計画は、2018（平成 30）年度を初年度とし、2022（令和 4）年度を中間目標年度、その 5 年後の 2027（令和 9）年度を最終目標年度とします。

また、国におけるごみ行政や計画策定の前提となっている諸条件などが大きく変化した場合には、適宜見直しを行います。

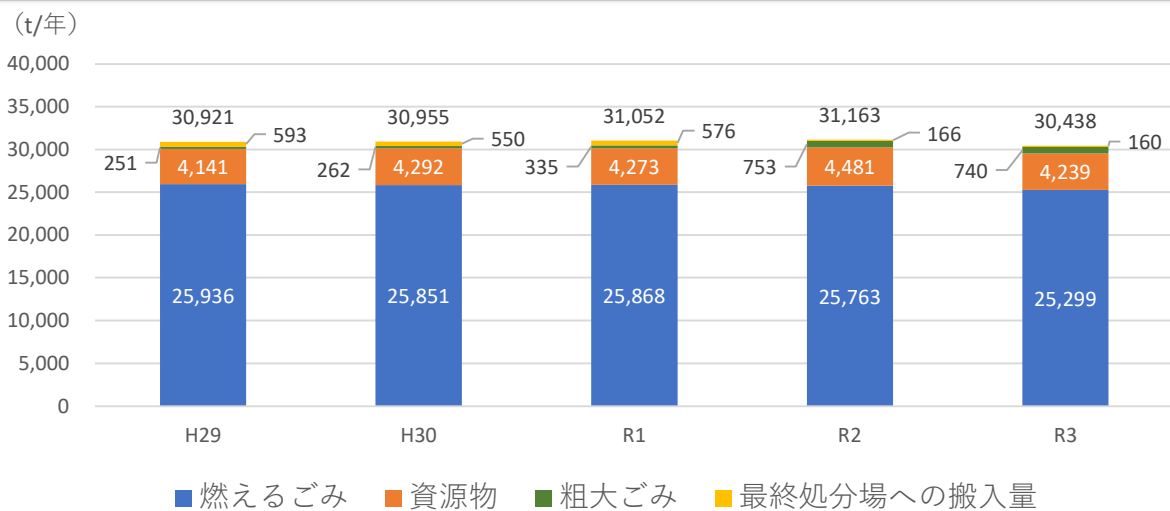
第2章 現状と課題

ごみ排出量の推移

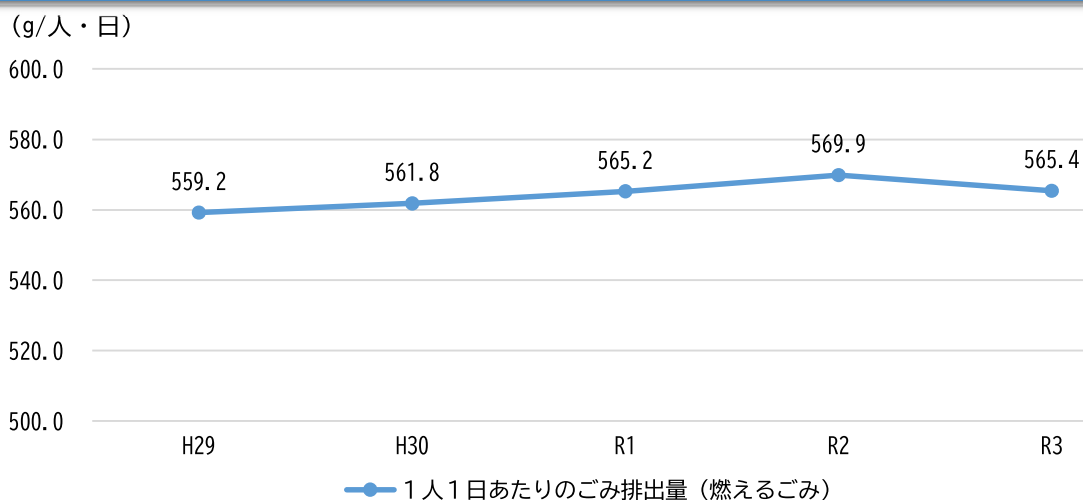
家庭系ごみに関しては、減少傾向で推移しています。しかし、燃えるごみの1人1日あたりのごみ排出量は、新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭でのライフスタイルがステイホームとなったことから、増加傾向で推移していました。令和3年度には減少しましたが、家庭におけるごみの減量・資源化の取組みが必要となります。

事業系ごみに関しても、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度は大きく減少しましたが、令和3年度には増加に転じていることから、今後も注視していく必要があります。

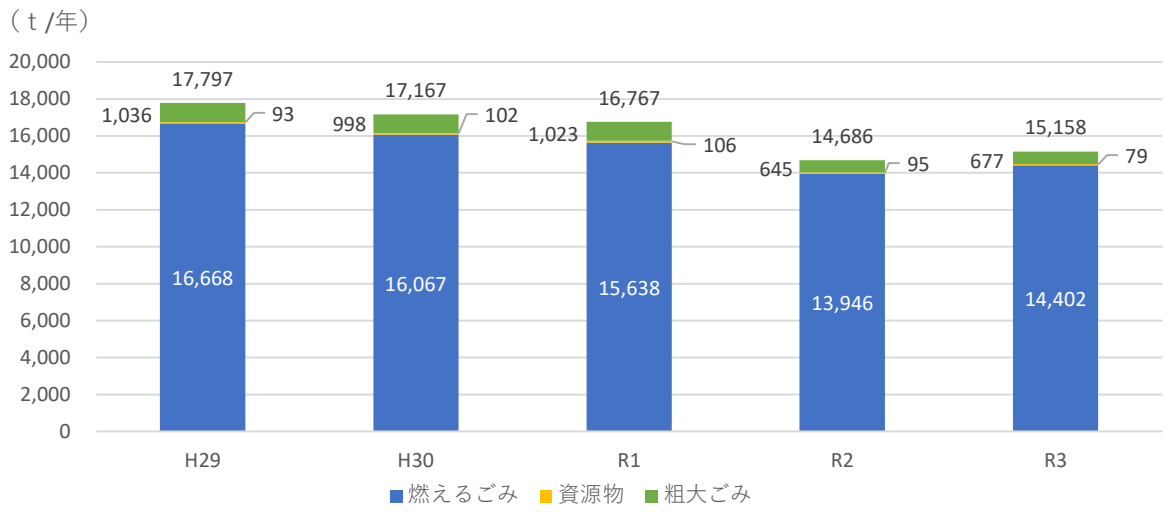
家庭ごみ排出量の推移



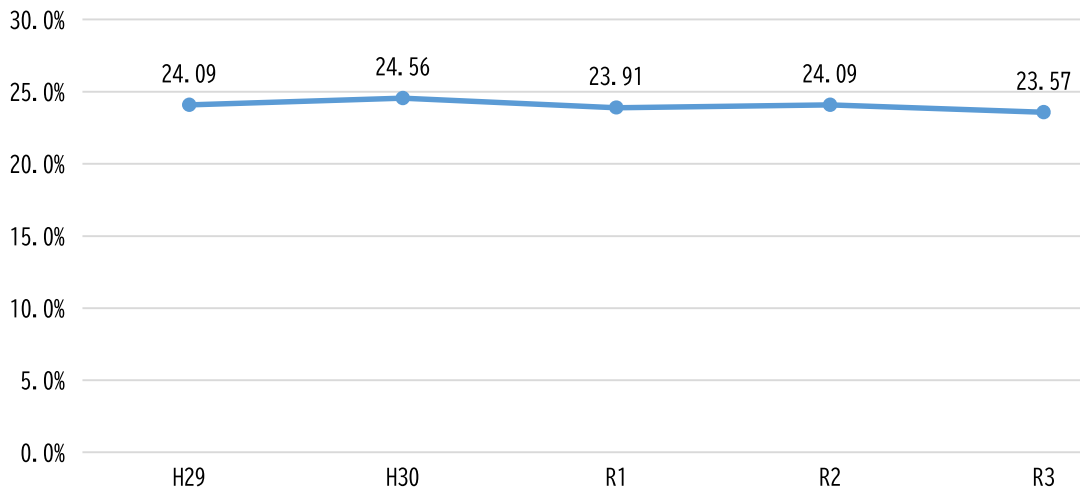
1人1日あたりのごみ排出量 (燃えるごみ)の推移



事業系ごみ排出量の推移



資源化率の推移



課題

家庭系ごみ

年々減少傾向で推移してきましたが、1人1日あたりの燃えるごみ排出量に関しては増加傾向にありました。新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛やテレワークの影響等も考えられますが、感染症の影響が落ち着けば再び減少傾向に推移できるよう、市民全体の意識を向上させる事業を充実させていく必要があります。

事業系ごみ

新型コロナウイルス感染症拡大による自粛等の影響で減少傾向でしたが、企業活動が活発化すれば増加することも考えられます。今後も市内事業所への排出抑制や分別等効果的な施策を検討していく必要があります。

食品ロス

燃えるごみ（家庭系）の組成調査によると、家庭の燃えるごみの中に、まだ食べられるのに捨てられているいわゆる食品ロスが6.1%含まれています。食品ロスについては、持続可能な開発目標（SDGs）や2019（令和元）年に策定された食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく基本方針等において、食品ロスを2030（令和12）年度までに2000（平成12）年度の半減とする目標が設定されています。また、2019（令和元）年10月には、食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、食品ロス削減が真摯に取り組むべき課題であることが明示されました。市では、重点施策として食品ロス削減に関する取組みを実施してきましたが、今後も、引き続き効果的な施策を講じていくことが必要です。

プラスチックごみ対策

国では、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R + Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が2019（令和元）年5月に策定されました。戦略では、「リデュース」「リユース・リサイクル」「再生利用・バイオマスプラスチック」それぞれに対するマイルストーン（目標）が定められ、「リデュース」に関しては、レジ袋有料化義務化、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替の促進等に取り組む、2030（令和12）年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制することが盛り込まれています。また、令和4年4月1日から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを受け、「家庭」「事業所」どちらも対策に取り組んでいくことが望まれます。

高齢化への対応

市では年々高齢者人口は増加しており、今後も高齢者の割合は増加することが見込まれます。高齢者等、ごみ・資源物を排出することが困難な市民に対しての戸別訪問収集等の施策を充実する必要があります。

第3章 めざす姿

大量生産・大量消費・大量廃棄型の現代社会においては、かつてこの国に暮らす私たちが無意識のうちに言葉に、そして行動にしてきた「もったいない」という概念が忘れ去られようとしています。

「もったいない」は単にものの価値が損なわれることに対する懸念だけでなく、そのものがそこにあることに対する感謝の念も込められた言葉であり、快適な生活を手に入れる一方で、不要となったものをゴミとして廃棄し続けてきた私たちが、今こそ思い返さなくてはならない言葉です。

まずは、ごみの発生を抑制し、可能な限り再使用、再生利用を図る、「ごみをゴミにしない」行動が、市民、地域組織、事業者、行政全て含めて、私たちに求められています。

基本理念

「私たちからはじめよう！ごみをゴミにしないまち・伊勢」
～市民・地域組織、事業者、行政が共にごみゼロを目指して～

【基本理念における「ごみ」と「ゴミ」の違い】

「ごみ」とは・・・一旦は不要となったものの、再使用や再生利用を図ることができるもので、そのまま、あるいは形状を変えて利用できる性質をもっているものを指します。

「ゴミ」とは・・・不要となったもののうち、再使用や再生利用を図ることができず、焼却、埋立処分せざるを得ないものを指します。

基本方針

基本方針1：3R（ごみの減量と資源化）の推進

ごみとなるものを出さない発生抑制（リデュース）、当人にとってはごみとなるものであっても、それを必要とする方に譲り使ってもらう再使用（リユース）、そのままの形状では利用することが難しい場合でも資源として利用する再生利用（リサイクル）を図り、「ごみをゴミにしないまち」を目指します。

基本方針2：安全・安心を目指した適正かつ効率的なごみ処理の推進

ごみの排出から、収集、運搬、処分に関する一連の処理において、適正なごみ処理を推進します。
また、地域によって不公平感が生じることのない、効率的なごみ処理を推進します。
これらを実現することで、安全で安心なごみ処理を推進します。

基本方針3：市民・地域組織、事業者、行政による協働の推進

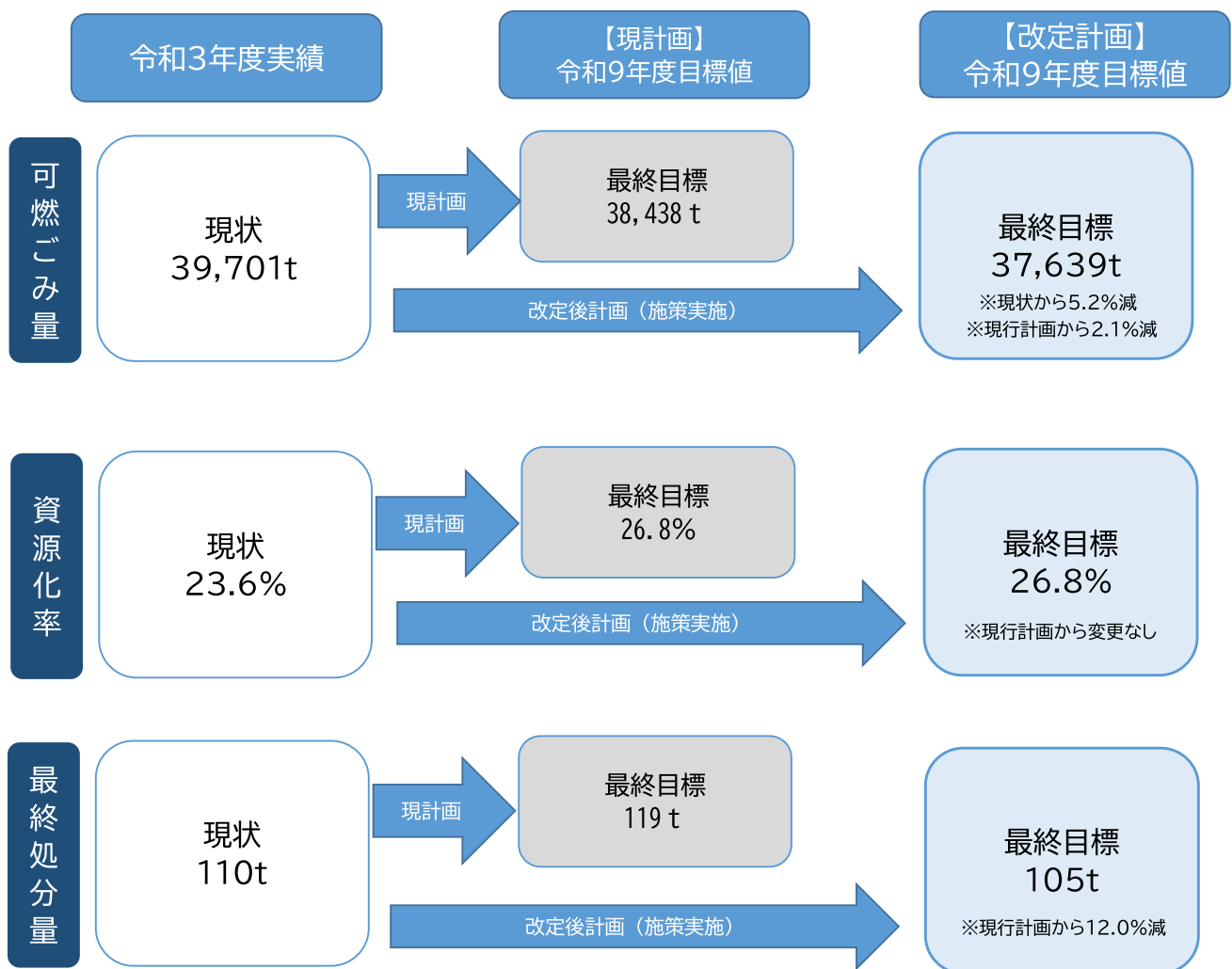
先に挙げた二つの方針を実現するため、ごみの発生から処理に携わるそれぞれの主体が互いに補完し合う中で取り組みを進めます。

また、それらの取り組みを進めるため、その意義や方法などを学ぶ、知る機会が必要となるため、これまで以上に、積極的に教育、学習、啓発を充実させます。

第4章 計画目標

基本方針に基づく施策の実施により、達成可能と考える推計値から、下図に示したとおり、基本目標を定めます。現計画の最終目標値から、現状や、推計した令和9年度の人口（116,377人）の他、ごみ排出量の見込み、今後の施策の実施等を勘案し、目標値を再設定しています。

令和9年度の目標に向け、減量化・資源化施策として、プラスチック製品の資源回収や、可燃ごみから減量化したものを資源として回収し資源化率の向上に繋げるとともに、未利用資源（生ごみ、剪定枝、紙おむつなど）の資源化に向けた検証も進めていくようにします。



第5章 基本施策

1. 基本方針1:3R(ごみの減量と資源化)の推進

重点施策	ごみの減量・資源化	重点①. 生ごみの減量に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> 市民・地域組織: 生ごみの水切り及び乾燥・生ごみを出さない調理の実施・生ごみ処理機を利用した堆肥化、減量化・手動式生ごみ自家処理機の普及促進 行政: 生ごみ処理機を利用した生ごみの減量化、堆肥化の支援・生ごみ等のバイオマス利用の検討
		重点②. 食品ロス削減に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> 市民・地域組織: 使用期限、消費期限の近いものの購入・使用期限、消費期限内の利用・量り売りの利用・「30(さんまる)10(いちまる)運動」の推進・フードドライブの活用・期限の近づいた備蓄食品の有効活用・食育を意識した食品ロス削減の推進 事業者: 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の趣旨に沿った減量、資源化の検討・「量り売り」などの展開促進・「食に感謝 食べきり応援店」の促進 行政: メディアを使った広報活動・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携した普及促進・福祉・農林・消費団体などと連携したマッチング事業の推進・食品ロス削減月間におけるキャンペーン等の実施・学校給食の調理くずと食べ残しの調査・研究
		重点③. プラスチックごみの資源化の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 市民・地域組織: 分別方法の周知及び習慣化の促進 事業者: プラスチックに代わる代替素材への切り替え促進 行政: 市内における資源化の促進
		重点④. 紙類のさらなる資源化の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 市民・地域組織: 再生資源回収事業奨励金制度と連携した紙類資源化に向けた取組み 事業者: 燃えるごみに含まれる「紙類」の資源化の徹底・「トイレの紙さま」プロジェクトの普及促進 行政: 市内における「紙類」分別の徹底
		重点⑤. 未利用資源の資源化の検証	<ul style="list-style-type: none"> 行政: 『草・落ち葉・剪定枝』の資源化の調査・研究・『紙おむつ』の資源化の調査・研究・『布類』の新たな資源化の調査・研究
		①発生抑制(リデュース)の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市民・地域組織: 雑がみ袋を使った“雑がみリサイクル”の習慣化・“雑がみマスター”制の導入・過剰購入の抑制・詰め替え商品の利用・過剰包装の辞退・マイボトル・マイカップ運動の推進・故障品の修理と利用・資源物集団回収の促進 事業者: 使用期限、消費期限内での使用、消費が図られる工夫・詰め替え商品の開発・過剰包装の抑制・使い捨て商品利用抑制の支援・イベント時のリユース容器使用 行政: 家庭系ごみ処理の有料化も含めた発生抑制の検討・自治会等への“雑がみ啓発”出前講座の開催
		②再使用(リユース)の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市民・地域組織: 目的外使用の促進 市民・地域組織、事業者、行政: リサイクルショップ、フリーマーケット、バザー、オークションの利用 行政: ぐりんくん制度の拡充
		③再生利用(リサイクル)の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市民・地域組織: 資源物の分別、排出の徹底 事業者、行政: 再生利用品の購入、使用 事業者: 自らの資源化の徹底

2. 基本方針2:安全・安心を目指した適正かつ効率的なごみ処理の推進

①分別協力度の向上	市民・地域組織	指定された分別に合わせた排出・行政が実施する組成調査への協力
	事業者	分別の徹底
②収集方法等の効率化	行政	指定された分別ができていないごみの排出者に対する指導強化・事業系ごみの搬入検査の実施・組成調査の実施・IT技術を活用した分別アプリの開発・分別方法の周知及び習慣化の促進
	事業者	事業系ごみなどの自己搬入または収集・運搬許可業者の利用
③適正処理の推進	行政	家庭系ごみ収集での民間委託の拡大による収集経費の削減・IT技術を活用した収集の検討
	行政	【中間処理施設】 適正な運転の推進・設備に対する適切な補修、交換・新しいごみ処理施設の建設・焼却熱を利用した取組み 【最終処分場】 伊勢、小俣廃棄物投棄場を含めた適切な最終処分体制

3. 基本方針3:市民・地域組織、事業者、行政による協働の推進

①ごみに関する教育、学習、啓発の充実	市民・地域組織	環境学習の場への参加・家庭・地域での環境教育の実施・ごみ減量・リサイクルに関する地域リーダーの育成
	事業者	職場における環境教育の実施・事業活動などを題材にした学習機会の提供・環境技術などの情報提供・発信・拡大生産者責任制度(EPR)の確立
	行政	学校での環境教育の実施・出前講座の開催・各種資料の紹介を通じた学習の場の提供・地域での住民説明会、ごみカレンダー、広報、ホームページ、ケーブルテレビなどを通じた各施策の推進・啓発・園児を対象とした参加型環境教育の実施・ごみ分別PRキャラクターを用いた啓発活動の実施・雑がみチャレンジ、ごみゼロチャレンジの普及促進・スポGOMIに関する周知啓発
②協働による計画の推進	行政	広域的な連携の強化

発行：伊勢市 環境生活部 ごみ減量課

住所：〒515-0505 三重県伊勢市西豊浜町654

電話：0596-37-1443 FAX：0596-37-0189

Mail：gomigenryou@city.ise.mie.jp URL：https://www.city.ise.mie.jp

